

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の厚生労働大臣が指定する地域」の一部改正に関する
意見募集について

平成24年8月10日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

この度、厚生労働省では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第4条の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域を追加することとしております。つきましては、下記のとおり御意見を募集いたします。皆様からいただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

1 意見募集期間

平成24年8月10日（金）～ 平成24年9月8日（土）（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係あて

（3）FAXの場合

FAX番号 03-3595-2674

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係あて

3 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、原則公表させていただき、その際、個人・法人の属性に関する情報についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。